

## 第23回 農業資材審議会農薬分科会

## 第 2 3 回 農業資材審議会農薬分科会

日時：令和2年12月16日（水）

場所：農林水産省消費・安全局第4・第5会議室

（WEB会議形式による開催）

時間：10：00～10：45

### 議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 農薬取締法第3条第1項の農薬の新規登録に係る意見の聴取について

(諮問)

- ・オキサゾスルフィルを有効成分として含む農薬
- ・タバコカスミカメを有効成分として含む農薬

(2) その他

3. 閉 会

午前10時00分 開会

○農薬対策室長 では、定刻となりましたので、ただいまから第23回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

事務局を務めます農薬対策室長の小林です。分科会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の分科会ですが、WEB会議形式で開催いたします。また、公開で開催することで、傍聴の方々にもWEBで参加いただいております。

傍聴の方におかれましては、会議中はカメラを切っていただくとともに、必ずマイクはミュートとしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、発言を希望される際、画面右側の参加者一覧の挙手のアイコンがございますので、こちらの方を押していただければと思います。

なお、基本的には挙手で進めていきたいと思いますが、挙手以外でも何か気になるところがございましたら、会議途中に御自身でミュートを外していただいて御発言いただいても構いませんので、何なりとお申し付けいただければと思います。

また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等発生した場合にはチャットボックス等で御連絡いただきますと幸いです。

では、続きまして、本日はすけれども、梅田委員、櫻井委員、夏目委員、関田委員につきましては、本日御欠席となっております。

本日は委員の方8名、臨時委員の方7名に御出席いただいております。本分科会は、農業資材審議会令第7条第1項で、委員と臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されております。本日は委員と臨時委員合わせて19名のところ15名の方に御出席いただいておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

では、議事に入ります前に、まず本日の配付資料について御確認いただきたいと思っております。

配付資料として、資料1、議事次第、資料2、農業資材審議会農薬分科会委員名簿、それから資料3、農薬取締法第3条第1項の農薬の新規登録に係る意見の聴取に関する資料、それから参考資料で1から6まで配付いたしております。1、2、3、4、5、6です。

それから、審議に参加していただく委員の皆様には机上配付資料といたしまして、タバ

コカミカメの抄録をお送りしております。こちらは審議終了後に事務局まで御返送いただきますようよろしくお願いいたします。

これより審議に入りますけれども、報道関係者による画面の撮影は冒頭のみとしておりますので、これ以降の撮影は御遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は赤松分科会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○赤松分科会長 分科会長の赤松です。

本日は、皆様、御多用のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

皆様、聞こえておりますでしょうか。

では、この度、農薬分科会を初めてオンラインで開催いたします。進行中に、システム上のトラブルが発生する可能性がございますが、そのような場合には事務局に御対応いただきますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

何かございましたら、チャットなり何かで御発言いただければと思います。

さて、議事次第にございますように、農薬取締法第3条第1項の農薬の新規登録に係る意見の聴取について審議を行う予定としております。限られた時間内ではございますが、活発な御意見をお願いいたします。

それでは、最初の議題であります農薬取締法第3条第1項の農薬の新規登録に係る意見の聴取について、の議論に入りたいと思います。

有効成分としまして、オキサズスルフィルを含有する農薬の登録について、8月20日付で農林水産大臣より当分科会に対して、意見聴取の諮問がされております。

まず、審議に入ります前に、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○農薬対策室長 第18回分科会で決定していただきました利益相反の防止に係る規定に基づいて、事前に皆様に利益相反の状況について確認をさせていただきました。

その結果、西本委員、山田委員より利益相反の申出がございまして、事務局としても利益相反の基準に該当するということを確認しましたことを御報告いたします。

○赤松分科会長 御報告、ありがとうございます。

それでは、西本委員、山田委員、2名の委員につきましては、この議題に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、まずは有効成分として、オキサズスルフィルを含有する農薬の登録について、事務局より御説明をお願いいたします。

○農薬審査官 農薬審査官の西岡でございます。

資料3に沿ってオキサゾスルフィルの説明をしたいと思います。

1枚めくっていただきまして、1ページ、1番として審議事項、農薬の新規登録で、農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度の設定を御審議していただきます。

審議農薬の概要として、化学名、CAS番号、分子式、構造式、分子量は記載のとおりでございます。

登録申請年は、平成31年に申請を受け付けております。本剤の用途は殺虫剤で、作用機作は詳細なことは現在のところ不明とされております。主な適用作物は稲で、箱育苗に処理する剤でございます。

登録申請農薬は別紙、2枚めくっていただきまして、5ページにありますが、アレス箱粒剤3というものの1剤の申請であります。

次に基準値等の設定状況で、ADI、ARfDにつきましては、食品安全委員会の方で評価がなされまして、令和2年3月10日付に、厚生労働大臣に通知されております。

ADIは、0.05 mg/kg体重/日、ARfD 0.25mg/kg体重とされております。

食品中の残留農薬基準につきましては、厚生労働省の方から、令和2年8月6日に、薬事食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、表のような基準が了承されております。

設定されたのは米と畜産物、それと魚介類について基準が了承されております。今後、厚生労働大臣が告示をする予定となっております。

次、水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準については、環境大臣の方が、令和元年12月25日に告示しております。登録基準値としては3.6 μg/L。

水質汚濁に係る農薬登録基準につきましては、こちらも環境大臣が令和2年、9月9日に告示をしております。登録基準値は0.1 mg/Lとなっております。

農薬原体部会における評価結果につきまして、経緯として令和2年8月20日に諮問をいたしまして、8月25日に農薬原体部会、第4回の方で審議を頂いております。

概要について、事務局は以上でございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

本農薬につきましては、原体規格の設定について、8月25日に開催された第4回農薬原体部会で議論しておりますので、その結果を代田委員から御報告していただきます。

よろしく願いいたします。

○代田委員 農薬原体部会の審議に参加しております代田でございます。

部会を代表いたしましてオキサゾスルフィルの審議結果の御報告をさせていただきます。  
まず、結論から報告させていただきます。

4ページを御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は有効成分であるオキサゾスルフィルに設定することとし、組成分析の結果に基づきまして、960 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のオキサゾスルフィルの分析法はオキサゾスルフィルの農薬原体をアセトニトリルで溶解し、フェニルカラムを用いてHPLCによりアセトニトリル0.1%リン酸水溶液で分離し、UV検出器、検出波長254 nmによりオキサゾスルフィルを検出及び定量する、定量には絶対検量線法を用いる、とすることが妥当と判断いたしました。

次に、農薬原体の規格及び分析法の提案に際し、検討いたしました結果を報告いたします。

概要は4ページの3から5項に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成成分に用いられた分析法は先の有効成分、オキサゾスルフィルの分析法のほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が996 ~ 1002 g/kgであり妥当であると判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の特性については、毒性試験に用いられた農薬原体の含有濃度、不純物の毒性試験成績などを用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるオキサゾスルフィルの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体についてはその組成及び毒性を比較検討しました結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、先の規格及び分析法を提案させていただきました。

以上でございます。

○赤松分科会長 代田委員、ありがとうございました。

では、ただいま御説明がございましたオキサゾスルフィルの登録について、御質問、御意見などがありましたら、よろしく願いいたします。

何か御質問ございますでしょうか。

御質問あります方は、挙手かあるいはミュートを外していただいて、御発言していただければと思います。

ございませんでしょうか。

何か御質問、御意見ございませんでしたら、ただいまの御報告、御賛同いただけますでしょうか。

それでは、御質問などがございませんようですので、御賛同が得られるようでしたら、本分科会の答申といたしまして、委員の皆様には別途というか、昨日、お送りさせていただいているかと思うんですけれども、答申案がございますが、その答申案のとおりでよろしいでしょうか。

これは読み上げた方がよろしいですか。

○農薬対策室長 お願いいたします。

○赤松分科会長 答申案ですが、案といたしまして、農林水産大臣、野上浩太郎殿。

農業資材審議会長、松井徹。

農薬の登録について（答申）。

令和2年8月20日付、2消安第2182号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

オキサゾスルフィルを有効成分として含む農薬（別紙参照）の登録に当たっては以下のとおりとすることが適当である。

農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度。有効成分以外の成分の総量。40 g/kg以下。オキサゾスルフィル960 g/kg以上。

以上。

別紙といたしまして、オキサゾスルフィルを有効成分として含む農薬一覧。

先ほど御説明がありましたが、登録番号はありませんが、農薬の名称、アレス箱粒剤3となっております。

この答申案のとおりでよろしいでしょうか。

特に異議はございませんようですので、それでは、オキサゾスルフィルの登録について答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

ありがとうございました。

では、引き続きまして、次の案件に移りたいと存じます。

有効成分として、タバコカスミカメを含有する農薬の登録について、12月11日付で農水大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされております。

まず、審議に入ります前に、利益相反の状況について、御報告をお願いいたします。

○農薬対策室長 本議題に関しましても、事前に皆様に利益相反の状況について確認をさせていただきます。

その結果、西本委員、山田委員より利益相反の申出があり、事務局としても利益相反の基準に該当することを確認しましたことを御報告いたします。

○赤松分科会長 御報告、ありがとうございます。

それでは、この2名の委員につきましては、オキサゾスルフィルと同様、この議題に係る審議が行われている間は、審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、有効成分といたしまして、タバコカスミカメを含有する農薬の登録について、事務局より御説明をお願いいたします。

○農薬審査官 西岡の方から御説明申し上げます。

資料の16ページになります。

本剤は、タバコカスミカメ、本剤の審議事項は農薬の新規登録としております。

審議農薬の概要としまして、申請者は株式会社アグリ総研というところであります。

登録名、学名、分類学上の位置などは記載のとおりでございます。

タバコカスミカメ、日本国内にもいまして、本州以南と台湾、中国などにも分布しているという情報が提出されております。

本剤、農薬として開発されたタバコカスミカメの由来については、茨城県で採取した個体を累代飼育したものとなります。

申請年は令和元年で、用途としては捕食性天敵として利用がなされます。

適用作物としては、きゅうり、トマトの施設栽培において用いる申請がなされております。

申請された農薬は18ページに、バコトップという、1剤が申請されております。

基準値等の設定状況ですが、ADI、ARfDなどについては、タバコカスミカメは、捕食性天敵、昆虫であり、設定は不要ということで依頼はしておりません。残留農薬基準にも同じく設定依頼をしておりません。

水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準については、中央環境審議会土



壊農薬部会農薬小委員会（第76回）におきまして、陸生の捕食性天敵、昆虫であって、水系への暴露のおそれが極めて少ないとして、農薬登録基準の設定は不要とされております。

農薬原体部会における評価についても、本剤は昆虫ですので、農薬原体というものが存在しないということで、部会における評価は省略しております。

概要についての説明は以上でございます。

○赤松分科会長 どうも御説明、ありがとうございました。

本農薬につきましては、先ほど御説明にもありましたように、部会からの報告事項ではなく、この分科会で登録について審議する案件とのことですので、

ですので、ただいま御説明のございましたタバコカスミカメの登録について御質問、御意見などがありましたら、よろしく願いいたします。

手が挙がっております。

まずは、三浦先生でしょうか、最初に挙がっていたのが。

○三浦委員 全漁連の三浦です。

分布の生息域ということで、本州以南となっているんですね。そうした中で、北海道とかでもこれは使用していいということになるのでしょうか。

分からないので、教えていただければと思います。

○赤松分科会長 では、事務局、よろしく願いいたします。

○農薬審査官 本剤については、地域を限ったという形の登録ではないので、北海道においても利用は可能な登録となる予定でございます。

○三浦委員 ということは、日本において生息が確認されていないところでもこれを使っていいという方向性になるのですか。

○農薬審査官 そうですね。施設内に限られますけれども利用するという形になります。

○三浦委員 説明は分かりました。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか。

では、次は浦郷先生ですか。よろしく願いいたします。

○浦郷委員 全国消費者団体連絡会の浦郷です。ありがとうございます。

今回、害虫の天敵となる昆虫がいるということは、私は知っていたのですが、その昆虫が農薬として販売されているということは知らなかったもので、大変勉強になりました。

農薬の容器の中にこの虫そのものが生きてそのまま入っていて、それを放すという形になるのだらうと思いますが、主な適用作物のところで、きゅうりやトマトの施設栽培というこ

とがあるので、ビニールハウスだとは思いますが、この使用の方法として、ビニールハウス等の施設ということで、限定ということにはなっているのでしょうか。

天敵昆虫ということですが、ハウス以外のところで使用した場合、ほかの農産物の害虫になることはないのかということが気になりましたので、そこら辺の説明をお願いいたします。

○農薬審査官 本剤の利用については、天敵ということで、野外に放置すると、圃場から外に行ってしまうと、効果の得られない状態になりますので、登録の内容としては施設栽培で使うというもので登録をするという形になっております。

○農薬対策室長 環境への影響があるというよりは、要は、昆虫ですので、施設の中でなければどこに行ってしまうか分からないと。そうすると、その圃場で効果がないというような観点で、施設の中で使うというような登録になっているというふうに御理解ください。

○浦郷委員 ありがとうございます。施設の中で使うという登録ということは、施設内では使えないよという、そういう限定されているというふうに考えていいということですね。

○農薬対策室長 はい。そのとおりです。

○浦郷委員 ありがとうございます。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか。

郵送していただいた抄録の方に詳しいことがいろいろ書かれております。

それから、與語委員ですかね。よろしく願いいたします。

○與語委員 與語ですが、よろしいでしょうか。

○赤松分科会長 はい。お願いいたします。

○與語委員 今のところに少し関連したことで1つ質問があるのですが、施設栽培の施設に対する要件というのは、どのくらい厳しく規定されているのかというのに関して少し教えてください。

○農薬審査官 登録上、要件としては詳細な定義というものは定めていないですが、通常、温室、あと天敵が逃げないようなネットを張っている施設などで利用しないと、余り意味がないということになるかと思えます。

○與語委員 お送りいただいた資料の中にもその辺のところは少し書いてあって、この天敵昆虫の役割が終わった後は、その死んだことを確認して、例えばバンカープランツなり、

そういうのを処分することみたいを書いてあったので、かなり厳しく管理することになっているのかなと思ったのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○農薬審査官 そうですね。注意事項にはその旨、お送りした抄録の14ページ辺りに、12番、13番として記載をさせております。

○與語委員 ありがとうございます。

もう少し質問してもよろしいでしょうか。

○赤松分科会長 はいどうぞ。

○與語委員 今の説明いただいた16ページの審議農薬の概要の⑦の由来というのがあるのですが、ここで書いてある茨城県で採取した個体を累代飼育したものと、お送りいただいた資料にはもう少し詳しいものを書いてあったのですが、これはどの程度限定されるのですか。ある系統番号みたいのがあって、その系統番号だけで今回、農薬の新規登録として認めるというようなことになるのか、もう少し幅広くタバコカスミカメであればいいという形に、茨城県じゃなくても良いことになるのかとか、どの辺の範囲になるんでしょうか。

○農薬審査官 今回登録になるのは、抄録に書いてあるとおり、茨城県で採取して累代、それで飼育しているものというものを登録することになるので、新たに地域から採取したものをするというのであれば、登録の内容について変更等を行うようなことになるだろうと思います。

○與語委員 よく分かりました。ありがとうございます。

あと、もう少し聞いてもいいですか。

○赤松分科会長 どうぞ。

○與語委員 すみません。

次の17ページの(2)基準値等の設定状況の③で、水産動植物なり水質汚濁に関するとは書かれているんですが、農薬取締法の一部改正の中で、今回から環境影響は生活環境動植物というのが対象になっている中で、ここでの理由というのは、陸域なので水産には影響ないというだけなのですが、検討の中で、陸域のことに関する検討なり、何か議論とかあったのでしょうか。

○農薬審査官 すみません。本剤の申請年が令和元年、2019年ということで、陸域の生物について登録基準を検討する農薬取締法の施行が本年の4月ということで、本剤についてはまだ水域のものだけを対象にして審議がなされております。

○與語委員 了解しました。

あと、もう一個だけ質問よろしいでしょうか。

○赤松分科会長 はいどうぞ。

○與語委員 同じ17ページの3ポツの農薬原体部会における評価というところですけども、確かにここに書いているように、タバコカスミカメというのは捕食性天敵ですし、農薬原体が存在しないためというのは、確かにいいんですけども、昆虫だから存在しないという論旨にはならないと思っているので、もう少しいい表現がないかなと少し思いました。このこと自体は全然僕には文句ないんですけども、もう少し正確な表現があった方がいいかなというように思いました。生物(昆虫)だから絶対、農薬原体は存在していないというように思えるので、何かいい表現がないでしょうか。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それにつきまして、何かありますでしょうか。何か表現を工夫されるとか。

○農薬対策室長 事務局ですけども、この内容としてはこれで良いということですので、表現ぶりについては、また與語先生と御相談しながら、修正した上で最終版としたいと思います。

○赤松分科会長 では、また後ほどよろしくお願いたします。

それから、では五箇委員ですか、何かございますでしょうか。

○五箇委員 五箇です。質問というよりも意見としまして。

先ほどから皆さんから出ているように、基本的にはこれは生物資材、いわゆるバイオロジカルに生きているものを環境中に放出するということに対する、従来の農薬とは違う懸念とか評価の必要性ということについて、御指摘いただいているんだと思います。これは環境省の方でも我々も評価しています、先ほど與語委員からもありました生活環境動植物に対する被害登録保留基準という部分も、ある意味、化学物質を前提とした評価手法を、農薬というくくりの中だけでこのような生物資材についても当てはめているから、非常にある意味で滑稽な評価書になっているわけですね。

当たり前で、化学物質ではないので化学分析のしようもなく、残留の評価もできないし、水の中にいるわけでもないから水生生物への影響がないという意味では、評価するだけ無駄であり、非常に時間とコストが無駄遣いになっている。むしろ、こういった資材について、必要とされる評価と、先ほども御指摘あったように、そういった生物地理学的な生息域の枠外で使われることによる生態影響、あるいはそういった施設環境外に出た場合の生

態影響といった具合に、エコロジカルなインパクトですよね、よく言われている外来種問題という範疇で評価されるものであって、これは農水省にしても環境省にしても、ある意味そういうところまでタッチしたくないという気持ちもあってのことで、従来の旧態依然のシステムでの評価ということで今、落ち着いているというか、無理やりやっている状況ですけれども。

これは農水省にしても環境省にしても、この問題についてはある意味、バイオダイバーシティですよね。生物多様性とか、あるいは生態系というものに対するインパクトを評価するという観点で新たなシステムを導入しないと、今後、ある意味、脱農薬という流れの中で、こういった生物資材の活用というのはどんどん進められる中で、そこが不十分になってしまうと、化学的なリスクはなくても、バイオロジカルなリスクというのは後から表面化するというのは、例えば農薬じゃないけれどもセイヨウマルハナバチという、いわゆる花粉媒介昆虫が今、既に北海道で野生化して、大きなインパクトを与えて、外来生物法の特定期外生物に指定されるという、非常に悲惨な結末を迎えて、結局、被害を受けているのは農家さんたちという状況になりますので。

この問題に関しては、こういったところで議論するだけ僕は無駄だと思いますので、早急にシステムというものは今後改定していくべきであろうということは、我々の立場として意見しておきます。

以上です。

○赤松分科会長 どうもありがとうございます。

こういう生物農薬というのは、これまでの化学農薬とはちょっと別に考えなくちゃいけないということだと思いますが。

それから、三浦委員、挙手していただいていますでしょうか。

○三浦委員 先ほど五箇委員が詳しく説明したように、このような問題をここでこのように了解しているのかと思います。生態系への問題に懸念があるのであれば、例えば、了解するにしても、北海道には生息していない生物であれば、そこでの使用をとりやめるとか、そういった注釈か何かを付けなければ、後で問題になった時、誰がどのような手段でこれを認めたのかという話になっていくのではないかと思います。やはり十分気を付けながら審議を行った方がよろしいと私は思います。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、何か事務局の方、御意見とかコメントはございますか。

○農薬対策室長 ありがとうございます。

まず、五箇委員からの御指摘の点ですけれども、正に仰るとおりでして、やはり生物農薬というものがこれから増えていくような状況になってくるということになってきましたら、こういった生物多様性といった観点での評価というもの、必要ではないかというふうなことは我々も認識しておりますので、どのようにしていくかということについて、検討していきたいと思います。

それから……。

○赤松分科会長 今の三浦委員からの御意見ですが、何か注釈を付けた方がいいという御意見があったんですけれども。

○農薬対策室長 それから、三浦先生からの御意見ですけれども、このタバコカスミカメ、寒いところでは死んでしまうというようなデータ、論文等がございまして、北海道ではハウスの中では生きられても、外に出ると生きられないというようなデータはございます。ですので、今回に関して、この件に関してはどうということになりますけれども、北海道であったとしても、冬になれば死滅するということで、問題ないかというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

まだ挙手が三浦委員と五箇委員、挙がっておりますか。

○五箇委員 よろしいですか。

○赤松分科会長 五箇委員ですか。

○五箇委員 我々、環境省として外来生物の対策、専門でやっている立場として、今のロジックがまずいんです。クラシカルに、寒いところだから大丈夫というようなクラシカルなスタイルでやるから、結局、都市害虫も含め、今は温暖化もあつたり、要は都市環境あるいは農業環境という部分が大幅に改変されている中で、寒いから生き残れないという、そういった非常に旧態依然な発想で生物というものを評価するというのは、危険なんです。

だから、今の論で安全性を担保するというのは、非常に難しいと思います。現実には、いわゆるゴキブリにしても蚊にしても、あるいはセアカゴケグモにしても、既に北海道に侵入して、分布を広げているという現実があるわけです。というのは、もう環境そのものが人為的に改変されていて、特にこの害虫については、施設内で栽培しているということは、その施設自体を一旦閉じて更地にしない限りは、その施設内で生き残ることは可能なんで

すよね。もちろん、餌生物の問題があるにしても、相手は生き物ですから、捕食範囲の拡大等も含めて、これまで外来生物問題というのは、そういった生き物そのものの適応進化というものを、人間が甘く見ることで起こっている問題ということを考えると、そういったクラシカルな論を見直すという意味で、新しいシステムが必要であるということ、我々としては強調しているということになりますので。

逆に言うと、そういったことをデータとして提示していただいて、これで大丈夫ですということは、農水省として責任を持って担保していただかないと、ここで議論して、我々がこれを認可するということに対して我々自身が責任を負うということは、僕は研究者としてできないと思います。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

○農薬対策室長 では、事務局からですけれども、こういった御懸念もあるということでございますので、この件につきましては、もう一度検討して、こういった懸念があるのかなのかというところを精査した上で、もう一度こちらの会で次回以降、審議いただくということではいかがでしょうか。

○赤松分科会長 皆様、今の事務局の案でいかがでしょうか。ここで決めてしまうのはどうかということだと思うんですけれども。特にそれで異議はございませんでしょうか。

異議がございませんようですので、それでは事務局の案のとおり、もう少し精査していただいて、またもう一度諮っていただくということで、今回はそういうことにさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日予定していましたが審議議事は以上となりますが、そのほかの議題といたしまして、事務局より委員の先生方に御説明したいことがあるそうですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局、よろしく願いいたします。

○農薬対策室長 では、事務局より2点ほど御説明いたします。

まず、1点目ですけれども、既に再評価の受付開始まで1年前という状況になっておりまして、農林水産省を含めまして、各府省で再評価に向けた準備を進めているところでございます。そのうち、残留農薬のヒトに対する影響を評価する食品安全委員会の方では、お示ししました参考資料6にもございますけれども、食品健康影響評価を行うに当たりまして、論文等の文献情報をどのように利用するかについて、検討を行っているところでござ

ございます。農林水産省としましては、申請者に対して資料を要求する立場ということもございますので、文献情報の取扱いについて、今後、次回以降の農薬分科会で御審議いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。今回は、こういったことを今後御議論いただくというような情報提供でございます。

それから、2点目ですけれども、農薬に含まれる補助成分についてということでございます。農薬には、例えば殺虫剤の場合、実際に虫を防除するための成分という有効成分のほか、通常、農薬を使用しやすくするとか安定化したりといったような、補助成分という成分が含まれております。農薬の成分である補助成分の安全性については、近年、欧米でも議論になっているということがございまして、我が国においても補助成分の扱いについて、何らかの検討が必要ではないかというふうに考えております。こちらについても、次回以降の分科会で詳しく御審議いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、今、2点ほど御紹介させていただきましたけれども、農薬の登録、また再評価といったものをこれから進めていく中で、ほかにも運用ルールの作成や修正といったことが必要になる部分もあるかもしれませんので、分科会の先生方に御検討いただくようなものについては、今後の分科会で御相談させていただくことになると思いますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

今後、今、御説明いただいたようなテーマについて、農薬分科会で審議を行いたいということですが、何かこれに関しまして御質問がありましたら、お願ひいたします。

御質問はございませんでしょうか。

與語委員、お願ひいたします。

○與語委員 すみません。最初に、公表文献の取扱いということですが、今、大まかに説明していただいたんですが、これ、農業資材審議会の農薬分科会の中でも、その中に部会があるのですが、これについて、具体的には各部会で取り扱うということになるのか、どのようなイメージで考えたらよろしいでしょうか。

○農薬対策室長 どういった文献をどのように扱うかというところについて、まず最初に全体方針を決める必要があると考えていますので、まず分科会で御検討いただくということになるというふうに考えております。



○與語委員 了解しました。

今、御紹介ありましたように、食品安全委員会はヒトの体の中の話というか、実験動物とかを使った話はかなり安定的な環境の中での話であるのに対して、多分、今回農薬分科会では、それに加えて更に（変化しやすい）外部環境のこともあり、かなり大変なことになるかと思うので、ちょっと最初に論点整理した方がいいなというように思いました。

それから、補助成分に関しては、最近いろいろと調べてみると、かなりナノテクノロジーなどを使ったものも随分、製剤成分、補助成分なんかも入ってきていて、具体的にそういうのがあってこそ効果が出てくるようなこともあるので、かなりこれから近い将来というか、入り得る製剤成分、これまでの従来とは違うものなども、少し念頭に置きながらやっていたらいいかと思いました。

以上です。

○赤松分科会長 どうも御意見ありがとうございました。

ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。

坂委員、よろしくお願ひいたします。

○坂委員 補助成分の方で、現段階でも何かもう問題になっているようなことがもし具体的にあれば、教えていただきたいんですけども。

○農薬対策室長 特段、特に何か問題になっているということではないんですけども、ただ、欧米なんかでもいろいろと議論が進んでいるというような状況もありますし、もちろん農薬の成分ではあるということでもございますので、こういったところについて一度きちんと整理して、安全性の確認をしていくということが必要なのかなといったようなところで、今回、話題提供させていただきました。

○坂委員 分かりました。ありがとうございました。

あと、公表論文の方なんですけれども、メーカーサイドに負担が掛かるようなことになるのではないのかなというのが少し懸念されるので、その辺りのことは考慮していただけたらいいかなと思うので、よろしくお願ひいたします。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにはどなたか御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、全体に関しましてでも結構ですので、何か御意見、御質問がございましたらお願ひいたします。

ございませんでしょうか。

それでは、ございませんようですので、皆様、いろいろ活発な御意見など、ありがとうございました。これで本日の議事は以上となります。

では、進行役を事務局にお返しいたします。

○農薬対策室長 本日は熱心に御議論賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今回の議事概要及び議事録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様にご確認いただきました後に公開ということになります。

では、以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

午前10時45分 閉会